

表 1 ばい煙発生施設一覧

(大気汚染防止法施行令 別表第1)

※規模要件が複数あるものはいずれか1つに該当すれば届出対象となる。

番号	ばい煙発生施設の名称	規模要件
1	○ ボイラー (熱風ボイラーを含む。熱源として電気・廃熱のみを使用するものを除く。)	燃焼能力 50 L/時以上(重油換算)
2	水性ガス、油ガスの発生用 ○ ガス発生炉 ○ 加熱炉	(1) 原料として使用する 石炭・コークスの処理能力 20 t/日以上 (2) バーナーの燃焼能力 50 L/時以上(重油換算)
3	金属の精錬、無機化学工業品の製造用 ○ 焙焼炉 ○ 焼結炉(ペレット焼成炉を含む) ○ か焼炉 (14の項に掲げるものを除く。)	原料処理能力 1 t/時以上
4	金属の精錬用 ○ 溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む) ○ 転炉 ○ 平炉 (14の項に掲げるものを除く。)	
5	金属の精錬用、鋳造用 ○ 溶解炉 (こしき炉・14の項・24の項・25の項・26の項に掲げるものを除く。)	(1) 火格子面積 1 m ² 以上 (2) 羽口面断面積 0.5 m ² 以上 (3) バーナーの燃焼能力 50 L/時以上(重油換算) (4) 変圧器定格容量 200 kVA 以上
6	金属の鍛造用、金属の圧延用 金属熱処理用、金属製品の熱処理用 ○ 加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品、コールドロール製品 製造用 ○ 加熱炉	
8	石油の精製用流動接触分解装置のうち ○ 触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力 200 kg/時以上
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置のうち ○ 燃焼炉	バーナーの燃焼能力 6 L/時以上(重油換算)

番号	ばい煙発生施設の名称	規模要件
9	窯業製品製造用 ○ 焼成炉 ○ 熔融炉	(1) 火格子面積 1 m ² 以上 (2) 変圧器定格容量 200 kVA 以上
10	無機化学工業品、食料品の製造用 ○ 反応炉 (カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。) ○ 直火炉 (26 の項に掲げるものを除く。)	(3) バーナーの燃焼能力 50 L/時以上(重油換算)
11	○ 乾燥炉 (14 の項・23 の項に掲げるものを除く。)	
12	製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイドの製造用 ○ 電気炉	変圧器定格容量 1000 kVA 以上
13	○ 廃棄物焼却炉	(1) 火格子面積 2 m ² 以上 (2) 焼却能力 200 kg/時以上
14	銅、鉛、亜鉛の精錬用 ○ 焙焼炉 ○ 焼結炉(ペレット焼成炉を含む。) ○ 溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。) ○ 転炉 ○ 溶解炉 ○ 乾燥炉	(1) 原料処理能力 0.5 t/時以上 (2) 火格子面積 0.5 m ² 以上 (3) 羽口面断面積 0.2 m ² 以上 (4) バーナーの燃焼能力 20 L/時以上(重油換算)
15	カドミウム系顔料、炭酸カドミウムの製造用 ○ 乾燥施設	容量 0.1 m ³ 以上
16	塩素化エチレンの製造用 ○ 塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力 50 kg/時以上
17	塩化第二鉄の製造用 ○ 溶解槽	
18	活性炭製造用 ○ 反応炉 (塩化亜鉛を使用するものに限る)	バーナーの燃焼能力 3 L/時以上(重油換算)

番号	ばい煙発生施設の名称	規模要件
19	化学製品製造用 ○ 塩素反応施設 ○ 塩化水素反応施設 ○ 塩化水素吸収施設 (塩素ガス、塩化水素ガスを使用するものに限る。密閉式のもの、16・17・18の項を除く。)	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力 50 kg/時以上
20	アルミニウムの製錬用 ○ 電解炉	電流容量 30 kA 以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料の製造用 ○ 反応施設 ○ 濃縮施設 ○ 焼成炉 ○ 溶解炉 (原料として燐鉱石を使用するものに限る。)	(1) 原料として使用する燐鉱石 処理能力 80 kg/時以上 (2) バーナーの燃焼能力 50 L/時以上(重油換算) (3) 変圧器の定格容量 200 kVA 以上
22	フッ酸の製造用 ○ 凝縮施設 ○ 吸収施設 ○ 蒸溜施設 (密閉式のものを除く。)	(1) 伝熱面積 10 m ² 以上 (2) ポンプの動力 1 kW 以上
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造用 ○ 反応施設 ○ 乾燥炉 ○ 焼成炉 (原料として燐鉱石を使用するものに限る。)	(1) 原料処理能力 80 kg/時以上 (2) 火格子面積 1 m ² 以上 (3) バーナーの燃焼能力 50 L/時以上
24	鉛の第2次精錬(鉛合金の製造を含む。)、鉛の管、板、線の製造用 ○ 溶解炉	(1) バーナーの燃焼能力 10 L/時以上(重油換算) (2) 変圧器定格容量 40 kVA 以上
25	鉛蓄電池の製造用 ○ 溶解炉	(1) バーナーの燃焼能力 4 L/時以上(重油換算) (2) 変圧器定格容量 20 kVA 以上

番号	ばい煙発生施設の名称	規模要件
26	鉛系顔料の製造用 ○ 溶解炉 ○ 反射炉 ○ 反応炉 ○ 乾燥施設	(1) 容量 0.1 m ³ 以上 (2) バーナーの燃焼能力 4 L/時以上(重油換算) (3) 変圧器定格容量 20 kVA 以上
27	硝酸の製造用 ○ 吸収施設 ○ 漂白施設 ○ 濃縮施設	硝酸を合成、漂白、濃縮する能力 100 kg/時以上
28	○ コークス炉	原料処理能力 20 t/日以上
29	○ ガスタービン	燃料の燃焼能力 50 L/時以上(重油換算)
30	○ ディーゼル機関	
31	○ ガス機関	燃料の燃焼能力 35 L/時以上(重油換算)
32	○ ガソリン機関	

表 2 揮発性有機化合物排出施設一覧

(大気汚染防止法施行令 別表第1の2)

番号	揮発性有機化合物発生施設の名称	規模要件
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設 (揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。)	送風機の送風能力(送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。) 3,000 m ³ /時以上
2	塗装施設 (吹付塗装を行うものに限る。)	排風機の排風能力 100,000 m ³ /時以上
3	塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力 10,000 m ³ /時以上
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力 5,000 m ³ /時以上
5	接着の用に供する乾燥施設 (前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力 15,000 m ³ /時以上
6	印刷の用に供する乾燥施設 (オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力 7,000 m ³ /時以上
7	印刷の用に供する乾燥施設 (グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力 27,000 m ³ /時以上
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設 (当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 5 m ² 以上
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20kPa を超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク (密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。)	容量 1,000 kL 以上

表3 一般粉じん発生施設一覧

(大気汚染防止法施行令 別表第2)

※規模要件が複数あるものはいずれか1つに該当すれば届出対象となる。

番号	一般粉じん発生施設の名称	規模要件
1	コークス炉	原料処理能力 50 t/日以上
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積 1,000 m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	(1)ベルトの幅 75 cm 以上 (2)バケットの内容積 0.03 m ³ 以上
4	破砕機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が 75 kW 以上
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が 15 kW 以上

表 4 特定粉じん発生施設一覧

(大気汚染防止法施行令 別表第2の2)

番号	特定粉じん発生施設の名称	規模要件
1	解綿用機械	原動機の定格出力 3.7 kW 以上
2	混合機	原動機の定格出力 3.7 kW 以上
3	紡織用機械	原動機の定格出力 3.7 kW 以上
4	切断機	原動機の定格出力 2.2 kW 以上
5	研磨機	原動機の定格出力 2.2 kW 以上
6	切削用機械	原動機の定格出力 2.2 kW 以上
7	破砕機及び摩砕機	原動機の定格出力 2.2 kW 以上
8	プレス(剪(せん)断加工用のものに限る。)	原動機の定格出力 2.2 kW 以上
9	穿(せん)孔機	原動機の定格出力 2.2 kW 以上

備考：石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと密閉式のものを除く。

表5 水銀排出施設一覧

(大気汚染防止法施行規則 別表第3の3)

※表中の「令別表第1」は本手引の「表1 ばい煙発生施設一覧」の表である。

番号	水銀排出施設の名称	規模要件	
1	小型石炭混焼ボイラー	令別表第1の1のボイラーのうち、石炭を燃焼させるものであって、バーナー燃焼能力が重油換算10万L/時未満のもの（石炭専焼ボイラーを除く。）	
2	石炭専焼ボイラー及び大型石炭混焼ボイラー	令別表第1の1のボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、前項に掲げるもの以外のもの	
3	非鉄金属（銅、鉛、亜鉛及び工業金）製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	一次施設	銅又は工業金 令別表第1の3～5及び14に掲げる施設のうち銅又は金の一次精錬用のもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）
4			鉛又は亜鉛 令別表第1の3から5に掲げる施設及び14に掲げる施設のうち鉛又は亜鉛の一次精錬用のもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）
5		二次施設	銅、鉛又は亜鉛 ・令別表第1の3から5に掲げる施設及び14に掲げる施設のうち銅、鉛又は亜鉛の二次精錬用のもの ・令別表第1の24に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）用のもの ・ダイオキシン類特別措置法施行令別表第1の3に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）
6			工業金 令別表第1の3から5に掲げる施設のうち金の二次精錬用のもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）

7	セメント製造の用に供する焼成炉	令別表第1の9に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの
8	廃棄物焼却炉（一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉）	<ul style="list-style-type: none"> ・令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉 ・一般廃棄物の焼却施設（廃棄物処理法第8条第1項）、廃棄物処理法施行令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11の2号、第12号若しくは第13の2号）であって、火格子面積が2m²以上若しくは焼却能力が200kg/時以上のもの <p>※専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に掲げる廃油の焼却施設のうち、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。</p>
9	水銀含有汚泥等の焼却炉	水銀回収義務付け産業廃棄物（注1）又は水銀含有再生資源（注2）からの水銀の回収の用に供する施設 <p>※回収時に加熱工程を含む施設に限る。</p>

（注1） 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物処理法施行令で規定されている。

（注2） 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されている。

表6 水銀の要排出抑制施設一覧

（大気汚染防止法施行令 別表第4の2）

番号	水銀の要排出抑制施設の名称
1	製鉄の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む）
2	製鋼の用に供する電気炉